

3の地点	2の地点から 207度 58分 00秒 0.99メートルの地点
4の地点	3の地点から 118度 28分 34秒 4.63メートルの地点
5の地点	4の地点から 27度 54分 55秒 0.99メートルの地点
6の地点	5の地点から 118度 22分 11秒 25.69メートルの地点
7の地点	6の地点から 209度 26分 35秒 0.99メートルの地点
8の地点	7の地点から 118度 39分 04秒 4.62メートルの地点
9の地点	8の地点から 28度 04分 21秒 1.00メートルの地点
10の地点	9の地点から 118度 37分 03秒 25.76メートルの地点
11の地点	10の地点から 208度 39分 58秒 0.99メートルの地点
12の地点	11の地点から 118度 44分 04秒 4.61メートルの地点
13の地点	12の地点から 27度 55分 38秒 1.00メートルの地点
14の地点	13の地点から 118度 28分 08秒 25.83メートルの地点
15の地点	14の地点から 207度 59分 26秒 0.99メートルの地点
16の地点	15の地点から 118度 42分 00秒 4.60メートルの地点
17の地点	16の地点から 28度 07分 10秒 1.01メートルの地点
18の地点	17の地点から 118度 30分 44秒 15.10メートルの地点
19の地点	18の地点から 28度 31分 18秒 9.93メートルの地点
20の地点	19の地点から 118度 01分 35秒 19.22メートルの地点
21の地点	20の地点から 208度 33分 08秒 13.12メートルの地点
22の地点	21の地点から 208度 33分 13秒 15.17メートルの地点
23の地点	22の地点から 208度 22分 32秒 0.16メートルの地点

(3) 面積

8,784.59 平方メートル

- 4 埋立地の用途
ふ頭用地
- 5 埋立ての免許年月日及び番号
平成10年3月27日
熊本県指令港第20号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村
上天草市

熊本県告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字小野 1332 の6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字白嶽 83 の6、83 の7、83 の8
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白嶽 83 の6、83 の7・83 の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本